

登録内装仕上工事基幹技能者について

基幹技能者制度については、国土交通省が平成7年「建設産業政策大綱」を発表して以来、その整備を促進するために作成された「基幹技能者の確保・育成・活用に関する基本方針」に基づき、(財)建設業振興基金の後押しで、各専門工事業団体において進められました。

「登録内装仕上工事基幹技能者講習」は、平成20年の建設業法改正に伴い、社団法人全国建設室内業協会(全室協)、日本室内装飾事業協同組合連合会(日装連)、日本インテリア事業協同組合連合会(ジェイシフ)の内装三団体が、国土交通省に講習事務の登録を行い、平成20年12月26日に登録番号18番で認可され、従来の「内装仕上工事基幹技能者」の資格から「登録内装仕上工事基幹技能者」に移行する「特例講習」と新しく登録を受ける「認定講習」を開催することができるようになったものです。

登録内装仕上工事基幹技能者は、最終育成数を2,600名と設定し、平成22年12月の段階で、1,732名(育成率は66.6%)の講習修了者を予定しています。登録基幹技能者の職種は、28業種まで拡がり、全修了者数は23,940名(H22.9)となりました。基幹技能者の評価と処遇については、経営事項審査で加点評価(3点)に加え、国や地方自治体、ゼネコンなどに働きかけている過程で、総合評価タイプにおいて評価が進んでいます。

新しい受講資格、新しい考課測定等での「認定講習会」を受講して頂くか、現在の基幹技能者資格をお持ちの方が「特例講習会」を受講して頂くか、の二つの方法があります。

「認定講習会」と「特例講習会」について

登録基幹技能者になる為の、「認定講習会」について

【受講資格】

次の(A)又は(B)の資格を有する者

(A)内装仕上工事に関する1級技能士(実務経験10年以上、うち職長経験3年以上の経歴を有する者、但し1級技能士として、10年以上の経験は必要ありません)

* 内装仕上工事に関する1級技能士の資格とは、以下の6資格です。

1級壁装作業

1級カーテン工事作業

1級プラスチック系床仕上げ工事作業

1級カーペット系床仕上げ工事作業

1級ボード仕上げ工事作業

1級鋼製下地工事作業

(B) 2級建築施工管理技士(仕上げ)(実務経験10年以上、うち職長経験3年以上の経歴を有する者、但し2級建築施工管理技士として、10年以上の経験は必要ありません)

この内、実務経験10年以上は、事業主等が証明し、職長3年以上は、事業主等に加え事業主以外の証明が必要とされます。

その事業主以外の証明とは、下記のいずれかの書類です。

労働安全衛生法第60条による職長教育の終了証

元請等当該申請者の事業主以外の建設業者による証明書類

【訓練負担金】

各会場ともに、認定講習費用 30,000円

その他、食事代、交通費、宿泊代等は、自己負担となります。

【申し込み等】

お申し込みは、各組合に訓練負担金の振込と共に行ってください。

(組合は、まとめて日装連事務局まで原票をお送り下さい。)

各会場ともに、申込者が30名に満たない場合は、講習会を中止することもありますので、あらかじめご了承ください。

【研修会の日程等】

全部で三日間の講習ですが、三日目の午後からは、考課測定です。

また、三日目は、午後4時には、すべて終了の予定です。

この考課測定には、テキスト、ノート類の持ち込みは禁止いたします。

【認定講習会の開催日程】

国土交通省に講習事務の申請を、3団体で行ってりましたが、平成22年度は下記の日程が予定されてます。

登録講習 ; 埼玉会場

日程 ; 平成23年2月17日(木)~2月19日(土)

場所 ; 埼玉建産連研修センター 2F 第1会議室

住所 ; 埼玉県さいたま市南区鹿手袋 4-1-7

現在基幹技能者の資格を持っている人の、経審加点資格への移行について

【特例講習会】

現在の「内装仕上工事基幹技能者」の資格をもっている方々は、平成24年度末まで行われる「特例講習会」を受講する事によって、経審加点資格の「登録内装仕上工事基幹技能者」に移行出来ます。

「特例講習会」を受講するには、3年以上の職長経験の証明（事業主等の証明及び事業主以外の証明）が、必要となります。

また、基幹技能者として、1年以上の経験のある事の証明も必要ですので、合計三つの証明が必要になります。

但し、まだ「内装仕上工事基幹技能者」の資格を取ってから1年がたっていない方も受講は出来ます。

受講した後、資格をとってから1年がたったところでその証明を出して頂ければ、その時点で「登録内装仕上工事基幹技能者」になれます。

特例講習会は、5時間ほどの一日講習で、試験はありません。

平成22年度の「特例講習」は、修了いたしました。

内装仕上3団体としては、現在「内装仕上工事基幹技能者」の資格をお持ちの方全員に、1月下旬から2月初旬までに、「特例講習会」の受講資格、開催日程、開催場所等、詳しく説明を書いた手紙をお送りいたしますのでお受け取り下さい。

平成23年度の「登録講習」、「特例講習」の日程は、平成23年3月末に決定発表を予定しております。

【お問い合わせ】

日本室内装飾事業協同組合連合会 事務局 渡辺 宛

TEL : 03 - 3434 - 2775、 E-mail : watanabe@nissouren.jp

以上